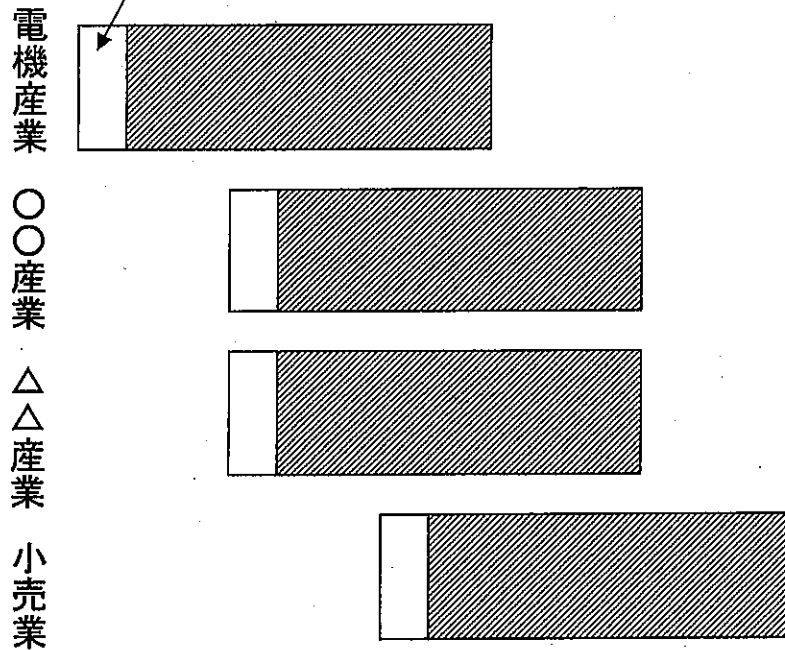


職種別設定賃金の適用対象労働者のイメージ

産業別最低賃金

- ・18歳未満及び65歳以上の者
- ・清掃の業務、片付けの業務に主として従事する者
- ・雇入れ後一定期間未満の者であって技能習得中の者などは適用除外。



例えば、技能職で一定程度以上の技能を有する者と定義する(個別の技能の程度については、労使が実情を勘案して決定)。

職種別設定賃金

